

電子文書および電子取引基本法(略称：電子文書法)

[施行 2020.6.9.] [法律第 17353 号、2020.6.9.,一部改正]

第 1 章 総則

第 1 条(目的)この法は電子文書および電子取引の法律関係を明確にして電子文書および電子取引の安全性と信頼性を確保してその利用を促進できる基盤を作ることによって国民経済の発展に尽くすことを目的とする。

[全文改正 2012.6.1.]

第 2 条(定義)この法で使う用語の意味は次のとおりである。

1. "電子文書"というのは情報処理システムによって電子的形態で作成、送信・受信または保存された情報をいう。
2. "情報処理システム"というのは電子文書の作成・変換、送信・受信または保存のために利用される情報処理能力を持つ電子的装置またはシステムをいう。
3. "作成者"というのは電子文書を作成して送信する者をいう。
4. "受信者"というのは作成者が電子文書を送信する相手方をいう。
5. "電子取引"というのは財貨やサービスを取引するときその全部または一部が電子文書によって処理される取引をいう。
6. "電子取引事業者"というのは電子取引を業とする者をいう。
7. "電子取引利用者"というのは電子取引を利用する者であって電子取引事業者以外の者をいう。
8. "公認電子アドレス"というのは電子文書を送信し、または受信する者を識別するために文字・数字等で構成される情報であって第 18 条の 4 により登録された住所をいう。
9. "公認電子文書センター"というのは他人のために次の各目の業務(以下"電子文書保管等"という)を行う者であって第 31 条の 2 第 1 項により指定を受けた者をいう。
 - イ. 電子文書の保管または証明
 - ロ. その他の電子文書関連業務
10. "公認電子文書中継者"というのは他人のために電子文書の送信・受信または中継(以下"電子文書流通"という)を行う者であって第 31 条の 18 により指定を受けた者をいう。

[全文改正 2012.6.1..]

第 2 条(定義)この法で使う用語の意味は次のとおりである。<改正 2020.6.9.>

1. "電子文書"というのは情報処理システムによって電子的形態で作成・変換され、また

は送信・受信または保存された情報をいう。

2. "情報処理システム"というのは電子文書の作成・変換、送信・受信または保存のために利用される情報処理能力を持つ電子的装置またはシステムをいう。
3. "作成者"というのは電子文書を作成して送信する者をいう。
4. "受信者"というのは作成者が電子文書を送信する相手方をいう。
5. "電子取引"というのは財貨やサービスを取引するときその全部または一部が電子文書等の電子的方式で処理される取引をいう。
6. "電子取引事業者"というのは電子取引を業とする者をいう。
7. "電子取引利用者"というのは電子取引を利用する者であって電子取引事業者以外の者をいう。
8. "公認電子アドレス"というのは電子文書を送信し、または受信する者を識別するために文字・数字等で構成される情報であって第 18 条の 4 により登録された住所をいう。
9. "公認電子文書センター"というのは他人のために次の各目の業務(以下"電子文書保管等"という)を行う者であって第 31 条の 2 第 1 項により指定を受けた者をいう。
 - イ. 電子文書の保管または証明
 - ロ. その他の電子文書関連業務
10. "公認電子文書中継者"というのは他人のために電子文書の送信・受信または中継(以下"電子文書流通"という)を行う者であって第 31 条の 18 により認証を受けた者をいう。

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 2 条

第 3 条(適用範囲)この法は他の法律に特別の規定がある場合を除いてすべての電子文書および電子取引に適用する。

[全文改正 2012.6.1.]

第 2 章 電子文書

第 4 条(電子文書の効力)①電子文書は他の法律に特別の規定がある場合を除いては電子的形態になっているという理由で文書としての効力は否認されない。

②保証人が自らの営業または事業で作成した保証の意思表示された電子文書は「民法」第 428 条の 2 第 1 項ただし書にもかかわらず、同項本文による書面とみなす。<新設 2016.1.19.>

③別表で定めている法律による記録・報告・保管・備置または作成等の行為が電子文書で行われた場合、当該法律による行為がなされたものとみなす。<改正 2016.1.19.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 4 条(電子文書の効力)①電子文書は電子的形態になっているという理由だけで法的効力は否認されない。<改正 2020.6.9.>

②保証人が自らの営業または事業で作成した保証の意思が表示された電子文書は「民法」第 428 条の 2 第 1 項ただし書にもかかわらず、同項本文による書面とみなす。<新設 2016.1.19.>

③削除<2020. 6. 9. >

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 4 条

第 4 条の 2(電子文書の書面要件)電子文書が次の各号の要件をすべて備えた場合にはその電子文書を書面とみなす。ただし、他の法令に特別の規定がある場合や性質上電子的形態が許されない場合には書面とみなさない。

1. 電子文書の内容を閲覧できること
2. 電子文書が作成・変換され、または送信・受信または保存されたときの形態またはそのとおりに再現することができる形態で保存されていること

[本条新設 2020.6.9.]

[施行日：2020.12.10.]第 4 条の 2

第 5 条(電子文書の保管)①電子文書が次の各号の要件をすべて備えた場合にはその電子文書を保管することによって関係法令で定める文書の保管に代えることができる。

1. 電子文書の内容を閲覧できること
2. 電子文書が作成および送信・受信されたときの形態または、そのとおりに再現することができる形態で保存されていること
3. 電子文書の作成者、受信者および送信・受信日時に関する事項が含まれている場合にはその部分が保存されていること

②紙文書やその他の電子的形態で作成されない文書(以下"電子化対象文書"という)を情報処理システムが処理できる形態に変換した文書(以下"電子化文書"という)が次の各号の要件をすべて備えた場合にはその電子化文書を保管することによって関係法令で定める文書の保管に代えることができる。ただし、他の法令に特別の規定がある場合にはこの限りでない。

1. 電子化文書が電子化対象文書とその内容および形態が同一であること
 2. 第 1 項各号の要件をすべて備えること
- ③電子化対象文書と電子化文書の内容および形態の同一性に関する要件、電子化文書の作成方法および手続その他に必要な事項は科学技術情報通信部長官が定めて告示する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

④第 1 項と第 2 項を適用するとき送信または受信だけのために必要な部分は電子文書または電子化文書とみなさないことができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 5 条(電子文書の保管)①電子文書が次の各号の要件をすべて備えた場合にはその電子文書を保管することによって関係法令で定める文書の保管に代えることができる。ただし、他の法令に特別の規定がある場合には代えることはできない。<改正 2020. 6. 9. >

1. 第 4 条の 2 により書面とみなす電子文書であること
2. 電子文書の作成者、受信者および送信・受信日時に関する事項が含まれている場合にはその部分が保存されていること

②第 1 項にもかかわらず、紙文書やその他の電子的形態で作成されない文書(以下"電子化対象文書"という)を情報処理システムが処理できる形態に変換した電子文書(以下"電子化文書"という)が次の各号の要件をすべて備えた場合にその電子化文書を保管することによって関係法令で定める文書の保管に代えることができる。ただし、他の法令に特別の規定がある場合には代えることはできない。<改正 2020. 6. 9. >

1. 電子化文書が第 1 項各号の要件をすべて備えること
2. 電子化文書が電子化対象文書とその内容および形態が同一であること

③電子化対象文書と電子化文書の内容および形態の同一性に関する要件、電子化文書の作成方法および手続きその他に必要な事項は科学技術情報通信部長官が定めて告示する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

④第 1 項と第 2 項を適用するとき送信または受信だけのために必要な部分は電子文書とみなさないことができる。<改正 2020.6.9.>

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 5 条

第 6 条(送信・受信の時期および場所)①電子文書(電子化文書を含む。以下同じ)は受信者またはその代理人が当該電子文書を受信できる情報処理システムに入力したときに送信されたものとみなす。

②電子文書は次の各号のいずれか一つに該当するときに受信されたものとみなす。

1. 受信者が電子文書を受信する情報処理システムを指定した場合：指定された情報処理システムに入力されたとき。ただし、電子文書が指定された情報処理システムでない情報処理システムに入力された場合には受信者がこれを出力したときをいう。
2. 受信者が電子文書を受信する情報処理システムを指定しない場合：受信者が管理する情報処理システムに入力されたとき

③電子文書は作成者または受信者の営業所所在地においてそれぞれ送信または受信された

ものとみなし、営業所が二以上であるときには当該電子文書を主に管理する営業所所在地で送信・受信されたものとみなす。ただし、作成者または受信者が営業所を有していない場合にはその常居所で送信・受信されたものとみなす。

[全文改正 2012.6.1.]

第 6 条(送信・受信の時期および場所)①電子文書は作成者またはその代理人が該当電子文書を送信できる情報処理システムに入力した後に当該電子文書を受信できる情報処理システムに電送したときに送信されたものとみなす。<改正 2020.6.9.>

②電子文書は次の各号のいずれか一つに該当するときに受信されたものと推定する。<改正 2020. 6. 9. >

1. 受信者が電子文書を受信する情報処理システムを指定した場合：指定された情報処理システムに入力されたとき。ただし、電子文書が指定された情報処理システムでない情報処理システムに入力された場合には受信者がこれを検索または出力したときをいう。

2. 受信者が電子文書を受信する情報処理システムを指定しない場合：受信者が管理する情報処理システムに入力されたとき

③電子文書は作成者または受信者の営業所所在地でそれぞれ送信または受信されたものとみなし、営業所が二以上であるときには当該電子文書を主に管理する営業所所在地において送信・受信されたものとみなす。ただし、作成者または受信者が営業所を有していない場合にはその常居所で送信・受信されたものとみなす。

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 6 条

第 7 条(作成者が送信したものとみなす場合)①次の各号のいずれか一つに該当する電子文書に含まれた意思表示は作成者が送信したものとみなす。

1. 作成者の代理人によって送信された電子文書

2. 自動で電子文書を送信・受信するように構成されたコンピュータプログラムやその他の電子的手段によって送信された電子文書

②電子文書の受信者は次の各号のいずれか一つに該当する場合には電子文書に含まれた意思表示を作成者のものとみなして行為することができる。

1. 電子文書が作成者のものであるかを確認するために受信者があらかじめ作成者と合意した手続に従った場合

2. 受信された電子文書が作成者またはその代理人との関係によって受信者がそれが作成者またはその代理人の意思に基づいたものと信じるほどの正当な理由がある者によって送信された場合

③次の各号のいずれか一つに該当する場合には第 2 項を適用しない。

1. 受信者が作成者から電子文書が作成者のものでないことを通知されてそれにより必要な措置をする相当な時間があった場合
2. 第 2 項第 2 号の場合に電子文書が作成者のものでないことを受信者が知った場合、または相当な注意をし、若しくは作成者と合意した手続に従えば知ることが出来た場合
[全文改正 2012.6.1..]

第 8 条(受信した電子文書の独立性)受信した電子文書は文書ごとに独立したものとみなす。
ただし、受信者が作成者と合意した確認手続に従った場合や相当な注意をしたならば同じ電子文書が繰り返されて送信されたことが分かった場合にはこの限りでない。

第 9 条(受信確認)①作成者が受信確認を条件として電子文書を送信した場合、作成者が受信確認通知を受ける前まではその電子文書は送信されなかったものとみなす。この場合「民法」第 534 条は適用しない。

②作成者が受信確認を条件として明示しなくて受信確認通知を要求した場合に相当な期間(作成者が指定した期間または作成者と受信者間に約定した期間がある場合にはその期間をいう)内に作成者が受信確認通知を受けることができなかつたときには作成者はその電子文書の送信を撤回することができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 9 条(送信撤回)作成者が電子文書を送信して明らかに受信確認を要求したが相当な期間(作成者が指定した期間または作成者と受信者間に約定した期間がある場合にはその期間をいう)内に受信確認通知を受けることができなかつたときには作成者はその電子文書の送信を撤回することができる。

[全文改正 2020.6.9.]

[施行日：2020.12.10.]第 9 条

第 10 条(作成者と受信者間の約定による変更)作成者と受信者は他の法令に特別の規定がある場合を除いては第 6 条から第 9 条までの規定と異なる約定ができる。

[全文改正 2012.6.1..]

第 11 条(電子署名に関する事項)電子取引中において電子署名に関する事項は「電子署名法」で定めるところに従う。

[全文改正 2012.6.1..]

第 3 章 電子取引の安全性確保および消費者保護<改正 2012.6.1.>

第 12 条(個人情報保護)①政府は電子取引の安全性と信頼性を確保するために電子取引利用者の個人情報を保護するための施策を樹立・施行しなければならない。

②電子取引事業者は電子取引利用者の個人情報を収集・利用または提供し、管理するとき「情報通信網利用促進および情報保護等に関する法律」等の関係規定を遵守しなければならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 13 条(営業秘密保護)①政府は電子取引の安全性と信頼性を確保するために電子取引利用者の営業秘密を保護するための施策を樹立・施行しなければならない。

②電子取引事業者(情報処理システムの運営を委託された者を含む。以下二条で同じ)は電子取引利用者の営業秘密を保護するための措置を用意しなければならない。

③電子取引事業者は電子取引利用者の同意を受けなくては該当利用者の営業秘密を他人に提供し、または漏洩してはならない。

④第 1 項から第 3 項までの規定による営業秘密の範囲、保護措置東に関して必要な事項は大統領令に定める。

[全文改正 2012.6.1.]

第 14 条(暗号製品の使用)①電子取引事業者は電子取引の安全性と信頼性を確保するために暗号製品を使うことができる。

②政府は国家安全保障のために必要だと認めれば暗号製品の使用を制限して、暗号化された情報の原文または暗号技術へのアクセスに必要な措置ができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 15 条(消費者保護施策の樹立・施行等)①政府は「消費者基本法」・「電子商取引等における消費者保護に関する法律」等の関係法令により電子取引と関連する消費者の基本権益を保護して電子取引に関する消費者の信頼性を確保するための施策を樹立・施行しなければならない。

②政府は電子取引と関連した不当行為が発生しないように電子取引事業者および事業者団体が自律的に行動規範を制定することを推奨することができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 16 条(消費者被害の予防と救済)①政府は電子取引と関連する消費者被害の発生を予防するために消費者に対する情報の提供、教育の拡大等に関する施策を樹立・施行しなければならない。

②政府は電子取引と関連する消費者の不満と被害を迅速で公正に処理することができるように必要な措置を樹立・施行しなければならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 17 条(電子取引事業者の一般的遵守事項)電子取引事業者は電子取引と関連する消費者を保護して電子取引の安全性と信頼性を確保するために次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 商号(法人である場合には代表者の氏名を含む)とその他に自身に関する情報と物品、サービス、契約条件等に関する正確な情報の提供
2. 消費者が簡単にアクセス・認知することができるように約款の提供および保存
3. 消費者が自身の注文を取り消しまたは変更できる手続きの用意
4. 申込の撤回、契約の解除または解約、交換、返品および代金払い戻し等を容易にできる手続きの用意
5. 消費者の不満と要求事項を迅速で公正に処理するための手続きの用意
6. 取引の証明等に必要な取引記録の一定期間保存

[全文改正 2012.6.1.]

第 18 条削除<2017.10.24.>

第 18 条の 2 削除<2017.10.24.>

第 18 条の 3 削除<2017.10.24.>

第 18 条の 4(公認電子アドレスの登録)①公認電子アドレスを利用して電子文書を送信し、または受信しようとする者は第 22 条第 1 項による専門担当機関に公認電子アドレスを登録しなければならない。

②第 22 条第 1 項による専門担当機関は第 1 項により登録の申請を受けた場合には申請された公認電子アドレスが国際標準方式等に適合するかを確認して、その内容を情報処理システムに入力して保管しなければならない。

③第 22 条第 1 項による専門担当機関は第 1 項により登録を申し込んだ者から手数料を受けることができる。

④第 1 項から第 3 項までの規定による公認電子アドレスの登録、保管および手数料に関して必要な事項は科学技術情報通信部令に定める。

<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

[本条新設 2012.6.1.]

第 18 条の 5(流通証明書の生成および発行等)①第 22 条第 1 項による専門担当機関は公認電子アドレスを通じて電子文書が送信または受信され、閲覧された場合、次の各号の事

項が含まれた情報(以下"流通情報"という)を生成・保管する。

1. 電子文書の送信および受信日時
 2. 電子文書の送信者および受信者
 3. その他に電子文書の送信および受信に関する事項として大統領令に定める事項
- ②作成者および送信者は流通情報を保管している第 22 条第 1 項による専門担当機関から流通証明書の発行を受けることができる。
- ③第 22 条第 1 項による専門担当機関が流通証明書を大統領令に定める方法と手続きにより発行した場合にその流通証明書は真正なものと推定する。
- ④第 1 項と第 2 項による流通証明書の生成・保管および発行に必要な事項は大統領令に定める。

[本条新設 2012.6.1.]

第 18 条の 5(流通証明書の生成および発行等)①第 22 条第 1 項による専門担当機関と公認電子文書中継者は公認電子アドレスを通じて電子文書が送信または受信され、閲覧された場合、次の各号の事項が含まれた情報(以下"流通情報"という)を生成・保管する。<改正 2020.6.9.>

1. 電子文書の送信および受信日時
 2. 電子文書の送信者および受信者
 3. その他に電子文書の送信および受信に関する事項として大統領令に定める事項
- ②作成者および送信者は流通情報を保管している第 22 条第 1 項による専門担当機関または公認電子文書中継者から流通証明書の発行を受けることができる。<改正 2020.6.9.>
- ③第 22 条第 1 項による専門担当機関または公認電子文書中継者が流通証明書を大統領令に定める方法と手続きにより発行した場合にその流通証明書は真正なものと推定する。<改正 2020.6.9.>
- ④第 1 項と第 2 項による流通証明書の生成・保管および発行に必要な事項は大統領令に定める。

[本条新設 2012.6.1..]

[施行日：2020.12.10.]第 18 条の 5

第 18 条の 6(自動プログラム等を利用した公認電子アドレスの収集等の禁止)①何人も自動で公認電子アドレスを収集するプログラムや技術的装置を利用して公認電子アドレスを収集してはならない。

②何人も第 1 項に違反して収集された公認電子アドレスを販売し、または提供してはならない。

[本条新設 2012.6.1.]

第 18 条の 7(広告送信の禁止)何人も受信者の公認電子アドレスに営利または広報を目的に
広告を送信できない。

[本条新設 2012.6.1..]

第 4 章 電子文書・電子取引基本政策の樹立および推進システム<改正 2012.6.1.>

第 19 条(電子文書・電子取引基本政策の原則と政府の責務)政府は電子文書利用および電子
取引を促進するために次の各号の原則により電子文書および電子取引に関する基本政
策を樹立・施行しなければならない。

1. 民間主導による推進
2. 規制の最小化
3. 電子文書および電子取引の安全性と信頼性確保
4. 国際協力の強化

[全文改正 2012.6.1.]

第 20 条(電子文書・電子取引促進計画の樹立・施行)①政府は第 19 条による電子文書・電
子取引基本政策の原則により次の各号の事項が含まれた計画(以下"電子文書・電子取引
促進計画"という)を樹立・施行しなければならない。

1. 電子文書・電子取引促進計画の基本方向
2. 電子文書および電子取引と関連した国際規範に関する事項
3. 電子決済制度に関する事項
4. 知的財産権の保護に関する事項
5. 電子文書および電子取引当事者の権益保護に関する事項
6. 電子文書および電子取引の安全性と信頼性確保に関する事項
7. 電子文書および電子取引に関する技術の開発および標準化に関する事項
8. 電子文書利用および電子取引の促進に必要な環境造成および需要創出に関する事項
9. 電子文書および電子取引と関連した国際協力に関する事項
10. 電子文書利用および電子取引の促進に必要な基盤造成の支援に関する事項
11. 超高速情報通信網の構築および利用活性化に関する事項
12. その他に電子文書利用および電子取引を促進するために必要な事項

②電子文書・電子取引促進計画に関連した中央行政機関(以下"関係中央行政機関"という)
の長は第 1 項各号の事項に関する所管別部門計画を樹立して主な政策を樹立・執行する
ときこれを考慮しなければならない。

③電子文書・電子取引促進計画は科学技術情報通信部長官が関係中央行政機関別部門計画
を総合して樹立する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 21 条削除<2009.3.18.>

第 22 条(電子文書・電子取引振興専門担当機関)①科学技術情報通信部長官は電子文書利用
および電子取引の促進のため次の各号の事業を効率的・システムの的に推進するために専
門担当機関を指定することができる。<改正 2015.6.22.,2017.7.26.>

1. 削除<2017.10.24.>
2. 第 24 条による電子文書および電子取引と関連した標準の研究開発・普及事業および国
際標準化活動
3. 第 25 条による技術開発の支援
4. 第 28 条による電子文書および電子取引統計の実態調査の支援
5. 第 31 条の 2 による公認電子文書センターの指定業務の支援
6. 第 31 条の 8 による電子文書保管等の業務準則の申告業務に対する支援
7. 第 31 条の 9 第 3 項による公認電子文書センターの電子文書保護のための措置に対する
技術等の支援
8. 第 31 条の 15 第 3 項による保管文書等の引き受け
9. 第 31 条の 18 による公認電子文書中継者指定業務の支援
10. 第 32 条による電子文書・電子取引紛争調停委員会の運営

②削除<2017.10.24.>

③政府は予算または「情報通信産業振興法」第 41 条による情報通信振興基金の範囲で専
門担当機関が電子取引の促進と電子文書の利用活性化のための事業に必要な経費の全
部または一部を出捐することができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 22 条(電子文書・電子取引振興専門担当機関)①科学技術情報通信部長官は電子文書利
用および電子取引の促進のため次の各号の事業を効率的・システムの的に推進するた
めに専門担当機関を指定することができる。<改正 2015.6.22.,2017. 7. 26.,2020.6.9.>

1. 削除<2017.10.24.>
2. 第 24 条による電子文書および電子取引と関連した標準の研究開発・普及事業および
国際標準化活動
3. 第 25 条による技術開発の支援
4. 第 28 条による電子文書および電子取引統計の実態調査の支援
5. 第 31 条の 2 による公認電子文書センターの指定業務の支援
6. 第 31 条の 8 による電子文書保管等の業務準則の申告業務に対する支援

7. 第 31 条の 9 第 3 項による公認電子文書センターの電子文書保護のための措置に対する技術等の支援
8. 第 31 条の 15 第 3 項による保管文書等の引き受け
9. 第 31 条の 18 による公認電子文書中継者認証業務の支援
10. 第 32 条による電子文書・電子取引紛争調停委員会の運営
- ②削除<2017.10.24.>
- ③政府は予算または「情報通信産業振興法」第 41 条による情報通信振興基金の範囲で専門担当機関が電子取引の促進と電子文書の利用活性化のための事業に必要な経費の全部または一部を出捐することができる。
- [全文改正 2012.6.1.]
- [施行日：2020.12.10.]第 22 条

第 5 章 電子文書利用および電子取引の促進とその基盤造成<改正 2012.6.1.. >

第 23 条(電子文書利用の促進等)①政府は電子文書の利用を促進するために各種法令の整備等の必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②科学技術情報通信部長官は電子文書の利用を促進するために電子文書の作成・送信・受信・保管に必要な要件・方法・手続に関する標準指針を定めて告示することができる。

<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

③削除<2017.10.24.>

④削除<2017.10.24.>

⑤削除<2017.10.24.>

⑥削除<2017.10.24.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 24 条(電子文書および電子取引の標準化)①政府は電子文書および電子取引の効率的運用と関連技術の互換性確保のために次の各号の事業を推進しなければならない。

1. 電子文書および電子取引と関連した標準の制定・改正および廃止とその普及
2. 電子文書および電子取引と関連した国内外標準の調査・研究・開発
3. その他に電子文書および電子取引と関連した標準化に関して必要な事業

②政府は第 1 項各号の事業を効率的に推進するために必要な場合には関係機関および民間団体に、これを代行するようにすることができる。この場合大統領令に定めるところにより代行にかかる費用を支援することができる。<改正 2015.6.22.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 25 条(電子文書および電子取引技術開発の推進)政府は電子文書利用および電子取引の

促進に必要な技術の開発と技術水準の向上のために次の各号の事項を推進しなければならない。

1. 電子文書および電子取引に関する技術水準の調査、技術の研究開発、開発された技術の活用に関する事項
2. 電子文書および電子取引に関する技術協力・技術指導および技術移転に関する事項
3. 電子文書および電子取引に関する技術情報の円滑な流通および産学研協力に関する事項
4. その他に電子文書および電子取引に関する技術開発と関連して必要な事項

[全文改正 2012.6.1.]

第 26 条(電子文書および電子取引専門人材の養成)①政府は電子文書利用および電子取引を促進するために必要な専門担当者を養成するのに努力しなければならない。

②政府は第 1 項により専門担当者を養成するために「政府外郭研究機関等の設立・運営および育成に関する法律」による政府外郭研究機関等の研究所、「高等教育法」による学校、民間教育機関、その他の関係機関に対しその事業実行に必要な経費の全部または一部を支援することができる。

③第 2 項による専門担当者養成機関に対する経費支援等に必要な事項は大統領令に定める。

[全文改正 2012.6.1.]

第 27 条(公共部門の電子取引推進)国家機関、地方自治体、「公共機関の運営に関する法律」

第 4 条による公共機関および公共団体等(以下"国家機関等"という)はその機関の運営に必要な財貨またはサービスの調達や機関の事業を電子取引で遂行するための計画を樹立して推進しなければならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 28 条(電子文書および電子取引統計の実態調査)①科学技術情報通信部長官は電子文書・電子取引促進政策の効果的な樹立・施行のために電子文書および電子取引統計の実態調査を実施することができる。この場合電子文書および電子取引統計の作成に関しては「統計法」を準用する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

②科学技術情報通信部長官は第 1 項による電子文書および電子取引統計の実態調査のために必要な場合には次の各号のいずれか一つに該当する者に対し資料の提出や意見の陳述等を要求することができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 国家機関など
2. 電子取引事業者
3. 電子文書または、電子取引関連法人・団体

③第 2 項により資料の提出などを要求されていた者はこれに対し協力しなければならない。

④電子文書および電子取引統計の実態調査に必要な事項は大統領令に定める。

[全文改正 2012.6.1.]

第 29 条(電子文書および電子取引の国際化)①政府は電子文書および電子取引に関する国際協力を促進するために電子文書および電子取引に関する情報・技術・人材の交流、共同調査・研究および技術協力、国際標準化等の事業を支援することができる。

②政府は国際機構における電子文書および電子取引に関連した議論に積極的に参加して対応して、電子取引事業者および電子文書関連事業者の国外市場進出を活性化するために努力しなければならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 30 条(電子商取引支援センター)①政府は中小企業の電子取引を促進するために必要な施策を用意して推進しなければならない。

②科学技術情報通信部長官は中小企業の電子取引を促進するために電子取引と関連した教育訓練、技術指導、経営諮問、情報提供等を支援する機関を電子商取引支援センター(以下"支援センター"という)として指定することができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

③支援センターの指定基準、事業推進実績報告および経費支援等に必要な事項は大統領令に定める。

[全文改正 2012.6.1.]

第 30 条の 2(支援センターの指定取消)科学技術情報通信部長官は支援センターが次の各号のいずれか一つに該当すればその指定を取消することができる。ただし、第 1 号に該当すれば指定を取消さなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 虚偽やその他の不正な方法で支援センター指定を受けた場合
2. 正当な事由なしで継続して 2 年以上事業推進実績がない場合
3. 第 30 条第 3 項による指定基準に適合しなくなった場合

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条(電子文書利用および電子取引の促進のための支援)①国家または地方自治体は電子文書利用および電子取引を促進するために「租税特例制限法」・「地方税特例制限法」等の租税関係法律で定めるところにより租税減等の税制上の支援と金融上の支援、その他に必要な行政上の支援ができる。

②政府は電子文書および電子取引と関連した法人または団体が電子文書・電子取引促進計画で定める事業を実施する場合、予算の範囲で該当事業費の全部または一部を支援することができる。

[全文改正 2012.6.1..]

第 5 章の 2 公認電子文書センターと公認電子文書中継者<改正 2012.6.1.>

第 1 節 公認電子文書センター<新設 2012.6.1.>

第 31 条の 2(公認電子文書センターの指定)①科学技術情報通信部長官は電子文書保管等の安全性と正確性を確保するために電子文書保管等に関して専門性がある者を公認電子文書センターに指定して電子文書保管等をするようにすることができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

②公認電子文書センターに指定を受けることができる者は法人または大統領令に定める国家機関等に限定する。

③公認電子文書センターに指定を受けようとする者は電子文書保管等に必要の人材・技術能力・財政能力と第 31 条の 9 第 6 項による人的・物的側面で独立性およびその他の施設・装備等を備えて科学技術情報通信部長官に指定を申請しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

④第 1 項と第 3 項による公認電子文書センターの人材・技術能力・財政能力とその他の施設・装備等の指定基準、指定方法および指定手続きに関して必要な事項は大統領令に定める。

[全文改正 2012.6.1..]

第 31 条の 3(公認電子文書センターの欠格事由)次の各号のいずれか一つに該当する者は公認電子文書センターに指定を受けることはできない。<改正 2014.12.30.,2015.12.22.>

1. 役員および電子文書保管等を直接遂行する職員として大統領令に定める職員(以下"役員等"という)中次の各目のいずれか一つに該当する者がいる者

가. 被成年後見人または被限定後見人

나. 破産宣告を受けて復権しない者

다. 禁固以上の実刑を宣告されてその執行が終わり(執行が終わったものとみなす場合を含む)または執行が免除された日から 2 年が過ぎない者

라. 禁固以上の刑の執行猶予を宣告されてその猶予期間中にある者

마. 法院の判決または他の法律により資格が喪失になりまたは停止した者

바. 第 31 条の 5 第 1 項および第 31 条の 22 により指定が取り消しになった者の役員等であった者(その取り消し理由の発生に関して直接またはこれに対し相応する責任がある者として大統領令に定める者に限定する)として該当公認電子文書センターまたは公認電子文書中継者指定が取り消し(第 1 号가目または、나目に該当して第 31 条の 22 第 3 号により指定が取り消しになった場合は除く)なった日から 2 年が過ぎない者

2. 第 31 条の 5 第 1 項および第 31 条の 22 により指定が取り消し(第 1 号가目または나目

に該当して第 31 条の 22 第 3 号により指定が取り消しになった場合は除く)なった後 2
年が過ぎない者

[全文改正 2012.6.1..]

第 31 条の 3(公認電子文書センターの欠格事由)次の各号のいずれか一つに該当する者は
公認電子文書センターに指定を受けることはできない。 <改正
2014.12.30.,2015.12.22.,2020.6.9.>

1. 役員および電子文書保管等を直接遂行する職員として大統領令に定める職員(以下"役員等"という)中次の各目のいずれか一つに該当する者がいる者

ガ. 被成年後見人または、被限定後見人

ナ. 破産宣告を受けて復権しない者

ダ. 禁固以上の実刑を宣告されてその執行が終わり(執行が終わったものとみなす場合を
含む)または執行が免除された日から 2 年が過ぎない者

カ. 禁固以上の刑の執行猶予を宣告されてその猶予期間のうちにある者

キ. 法院の判決または他の法律により資格が喪失になりまたは停止した者

ク. 第 31 条の 5 第 1 項により指定が取り消しになった者または第 31 条の 19 により認
証が取り消しになった者の役員等であった者(その取り消し理由の発生に関して直接
またはこれに対し相応する責任がある者として大統領令に定める者に限定する)とし
て該当公認電子文書センター指定または公認電子文書中継者認証が取り消しになっ
た日から 2 年が過ぎない者

2. 第 31 条の 5 第 1 項により指定が取り消しになり、または第 31 条の 19 により認証
が取り消しになった日から 2 年が過ぎない者

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 31 条の 3

第 31 条の 4(是正命令)科学技術情報通信部長官は公認電子文書センターが次の各号のい
ずれか一つに該当すれば 6 か月以内の期間を定めてその是正を命じることができる。 <改
正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 第 31 条の 2 第 4 項による公認電子文書センターの指定基準に適合しなくなった場合

2. 役員等が第 31 条の 3 題 1 号各目のいずれか一つに該当することとなった場合

3. 第 31 条の 8 第 1 項に違反して電子文書保管等業務準則の申告をしない場合

4. 第 31 条の 8 第 2 項に違反して電子文書保管等業務準則の変更申告をしない場合

5. 第 31 条の 9 第 1 項に違反して電子文書保管等のサービスの提供を拒否した場合

6. 第 31 条の 9 第 2 項に違反して利用者を不当に差別した場合

7. 第 31 条の 9 第 3 項に違反して保管された電子文書の内容が毀損された場合、または変
更されないように必要な措置をしない場合

8. 公認電子文書センターの業務遂行の方法または手続きが不適切で電子文書の保管・送信または受信の安全性や電子文書に関する証明の正確性を阻害する恐れがある場合
9. 第 31 条の 16 第 2 項に違反して保険に加入しない場合
[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 5(指定取消および課徴金)①科学技術情報通信部長官は第 31 条の 2 により公認電子文書センターに指定を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当すれば科学技術情報通信部令に定めるところによりその指定を取り消し、または 1 年以内の期間を定めてその業務の全部または一部の停止を命じることができる。ただし、第 1 号や第 2 号に該当する場合にはその指定を取り消さなければならない。<改正 2013.3.23.、2017.7.26.>

1. 虚偽その他の不正な方法で第 31 条の 2 第 1 項による指定を受けた場合
 2. 業務停止期間に業務を継続して遂行した場合
 3. 第 31 条の 2 第 1 項による指定を受けた日から 1 年以上業務を始めなかった場合、または業務開始後 1 年以上継続して電子文書保管等の業務を遂行しない場合
 4. 第 31 条の 4 による是正命令をその決定された期間以内に履行しない場合
- ②科学技術情報通信部長官は第 1 項第 3 号または第 4 号に該当して業務停止処分をしなければならない場合であってその業務停止が公認電子文書センターを利用する者に激しい不便を与える場合、または公益を害する恐れがあると認める場合には業務停止に代えて 1 億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。<改正 2013.3.23.、2017.7.26.>
- ③第 2 項により課徴金を賦課する違反行為の種類と違反程度等による課徴金の金額および課徴金の算定方法とその他に必要な事項は大統領令に定める。
- ④科学技術情報通信部長官は第 2 項による課徴金を出さなければならない者が納期限までにこれを出さなければ国税滞納処分の例により徴収する。<改正 2013.3.23.、2017.7.26.>
[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 6(公認電子文書センターを通じた保管の効力)①公認電子文書センターが電子文書を保管する場合には第 5 条第 1 項または第 2 項による電子文書の保管が行われたものとみなす。<改正 2020.6.9.>

- ②公認電子文書センターが電子化文書を保管する場合、電子化対象文書は廃棄することができる。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りでない。<新設 2020.6.9.>
1. 電子化対象文書が皺くちやになり、または老朽化して電子化文書の可読性を確保することができない場合
 2. 第 5 条第 2 項ただし書に該当する場合
- [全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 7(電子文書内容の推定等)①公認電子文書センターに保管された電子文書は保管期間にはその内容が変更されなかったものと推定する。

②公認電子文書センターが該当公認電子文書センターに保管された電子文書の保管事実、作成者、受信者および送信・受信日時等に関する事項に対する証明書を大統領令に定める方法および手続きにより発行した場合にその証明書に書かれた事項は真正なものと推定する。

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 8(電子文書保管等業務準則の申告等)①公認電子文書センターは業務を始める前に電子文書保管等に関する業務準則(以下"電子文書保管等業務準則"という)を科学技術情報通信部令に定めるところにより作成して科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。この場合電子文書保管等業務準則には次の各号の事項が含まなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 業務の種類
2. 業務の遂行方法および実行手続き
3. 電子文書保管等のサービスの利用条件および利用料金
4. その他に業務遂行に必要なものとして科学技術情報通信部令に定める事項

②公認電子文書センターは第 1 項により申告した事項を変更しようとする場合には科学技術情報通信部令に定めるところにより科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

③科学技術情報通信部長官は第 1 項により申告された電子文書保管等業務準則の内容が電子文書保管等の業務の安全性と正確性を確保するのに支障を与え、または電子文書保管等のサービスを利用する者(以下"利用者"という)の利益を阻害する恐れがあると認める場合には相当な期間を定めて該当公認電子文書センターに電子文書保管等業務準則の変更を命じることができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

④公認電子文書センターは電子文書保管等に使われる施設または装備を変更したときには科学技術情報通信部令に定めるところにより科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 9(遵守事項)①公認電子文書センターは正当な事由なしで電子文書保管等のサービスの提供を拒否してはならない。

②公認電子文書センターは利用者を不当に差別してはならない。

③公認電子文書センターは保管された電子文書の内容が毀損され、または変更されないように大統領令に定めるところにより必要な措置をしなければならない。

④公認電子文書センターは該当情報処理システムに保管された電子文書やその他の関連情

報を合法的手続きによらず、または電子文書の作成者、受信者および該当利用者の同意なしに他人に提供・公開等をしてはならない。

- ⑤公認電子文書センターは電子文書保管等を、信頼性を持って遂行するために利用者との関係で人的・物的側面で独立性を維持するべきで、その具体的な基準は大統領令に定める。

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 10(定期点検等)①公認電子文書センターは保有した施設および装備の安全性に対し科学技術情報通信部長官から定期的に点検を受けなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

- ②公認電子文書センターは第 31 条の 8 第 4 項による変更申告をし、または第 31 条の 14 第 3 項による継承申告をした場合には科学技術情報通信部長官から該当施設または装備の安全性に対し点検を受けなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

- ③第 1 項と第 2 項による点検の基準・時期・対象・手続きとその他に必要な事項は科学技術情報通信部令に定める。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 11(報告および検査等)①科学技術情報通信部長官は必要だと認めれば公認電子文書センターに、大統領令に定めるところにより関係資料を提出するようにし、または書面または電子文書報告するようにでき、関係公務員によって公認電子文書センターの事務室・事業場とその他の関連場所に出入りして電子文書保管等に関する施設・装備・書類またはその他の関連物を検査するようにすることができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

- ②第 1 項により検査をする公務員はその権限を現わす証票を持ってこれを関係人に見せなければならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 12(電子文書など関連情報のセキュリティ)①何人も公認電子文書センターに保管された電子文書やその他の関連情報を偽造または変造し、または偽造または変造した情報を行使してはならない。

- ②何人も公認電子文書センターの情報処理システムに虚偽情報や不正命令を入力する等の方法で第 31 条の 7 第 2 項による証明書が虚偽で発行されるようにしてはならない。

- ③何人も公認電子文書センターに保管された電子文書やその他の関連情報を滅失または損傷し、またはその秘密を侵害してはならない。

- ④公認電子文書センターの役員または職員や役員または職員だった者は職務上知ようになった電子文書の内容やその他の関連情報の内容を漏洩し、または自身が利用し、また

は第三者に利用するようにはしてはならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 13(利用者の情報保護)公認電子文書センターおよび公認電子文書中継者は電子文書保管等および電子文書流通と関連して関係法令で定めるところにより利用者の個人情報を守護しなければならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 14(公認電子文書センター営業の譲渡・譲受等)①公認電子文書センターは他の公認電子文書センターに営業の全部または一部を譲渡し、または他の公認電子文書センターと合併することができる。この場合譲渡または合併しようとする日の 60 日前までに科学技術情報通信部令に定めるところにより利用者に通知しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

②第 1 項により営業を譲り受けた公認電子文書センターまたは合併後存続し、または設立される公認電子文書センターは従来の公認電子文書センターの地位を継承する。

③第 2 項により従来の公認電子文書センターの地位を継承した者は 1 か月以内に科学技術情報通信部令に定めるところにより科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 15(電子文書保管等営業の廃止)①公認電子文書センターが電子文書保管等の営業を廃止しようとする場合には廃止しようとする日の 60 日前までに科学技術情報通信部令に定めるところにより利用者に通知してその事実を科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

②第 1 項により申告した公認電子文書センターは保管している電子文書とその他に電子文書保管等に関する記録(以下"保管文書等"という)を他の公認電子文書センターに引き渡さなければならない。ただし、他の公認電子文書センターが引き受けを拒否する等のやむを得ない事由により引き渡すことはできない場合にはその事実を科学技術情報通信部長官に直ちに申告しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

③科学技術情報通信部長官は次の各号のいずれか一つに該当する場合であって電子文書保管等業務の継続性と安全性を保障するために緊急な措置が必要だと認めるときには専門担当機関によって該当保管文書等を取得するようにし、またはその他に必要な措置を命じることができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 第 2 項ただし書による申告を受けた場合
2. 第 31 条の 5 により公認電子文書センターの指定を取り消した場合
3. その他公認電子文書センターが電子文書保管等の業務を遂行することができないやむ

を得ない事由が発生した場合

- ④第 1 項から第 3 項までの規定による営業の廃止申告および保管文書等の引き継ぎ・引き受け等に必要事項は科学技術情報通信部令に定める。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
[全文改正 2012.6.1.]

第 31 条の 16(賠償責任および保険加入)①公認電子文書センターは電子文書保管等と関連して利用者に損害を負わせたときにはその損害を賠償しなければならない。ただし、公認電子文書センターが故意または過失がないことを証明した場合にはこの限りでない。
②公認電子文書センターは第 1 項による損害を賠償するために大統領令に定めるところにより保険に加入しなければならない。
[全文改正 2012.6.1..]

第 31 条の 17(手数料等)公認電子文書センターは証明書の発行を申請する者または利用者に手数料等必要な料金を賦課することができる。
[全文改正 2012.6.1.]

第 2 節 公認電子文書中継者<新設 2012.6.1.>

- 第 31 条の 18(公認電子文書中継者の指定等)①科学技術情報通信部長官は電子文書流通の安定性と信頼性を確保するために電子文書流通に関して専門性がある者を公認電子文書中継者に指定して電子文書流通をするようにすることができる。この場合個人情報または営業秘密保護のために必要な場合には金融・医療・国防等分野別で代表性がある者を優先して指定することができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
- ②公認電子文書中継者に指定を受けることができる者は法人または大統領令に定める国家机关等に限定する。
- ③公認電子文書中継者に指定を受けようとする者は電子文書流通に必要な人材・施設・装備と財政能力および技術能力(以下"公認電子文書中継者要件"という。以下この条で同じ)を備えて科学技術情報通信部長官に指定を申請しなければならない。ただし、第 31 条の 2 により公認電子文書センターに指定を受けた者は公認電子文書中継者要件のうち人材・財政能力を備えたものとみなす。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
- ④科学技術情報通信部長官は電子文書流通の安定性と信頼性確保のために公認電子文書中継者業務準則を告示することができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
- ⑤科学技術情報通信部長官は第 1 項後段により公認電子文書中継者を指定する場合には電子文書流通の安定性と信頼性確保に必要な条件を付けることができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
- ⑥第 1 項と第 3 項による公認電子文書中継者要件および指定手続き等に関して必要な事項

は大統領令に定める。

[本条新設 2012.6.1.]

第 31 条の 18(公認電子文書中継者の認証等)①科学技術情報通信部長官は電子文書流通に関して安定性と信頼性を確保している者を公認電子文書中継者として認証することができる。<改正 2020.6.9.>

②第 1 項による認証を受けようとする者は電子文書流通に必要な設備および技術能力を備えて科学技術情報通信部長官に認証を申請しなければならない。<改正 2020.6.9.>

③第 1 項による認証の有効期間は 3 年とする。<改正 2020.6.9.>

④科学技術情報通信部長官は電子文書流通の安定性と信頼性確保のために公認電子文書中継者業務準則を告示することができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

⑤科学技術情報通信部長官は第 1 項による認証を受けた公認電子文書中継者が保有した設備の安全性を定期的に点検する等事後管理をしなければならない。<改正 2020.6.9.>

⑥第 1 項から第 5 項までで規定した事項の他に公認電子文書中継者の認証要件、認証手続きおよび事後管理に関して必要な事項は大統領令に定める。<改正 2020.6.9.>

[本条新設 2012.6.1.]

[題名改正 2020.6.9.]

[施行日：2020.12.10.]第 31 条の 18

第 31 条の 19(公認電子文書中継者の欠格事由)次の各号のいずれか一つに該当する者は公認電子文書中継者に指定を受けることはできない。<改正 2015.12.22.>

1. 役員のうち第 31 条の 3 題 1 号各目のいずれか一つに該当する者がいる者
2. 第 31 条の 5 第 1 項や第 31 条の 22 により指定が取り消し(第 31 条の 3 題 1 号各目または目次に該当して第 31 条の 22 第 3 号により指定が取り消しになった場合は除く)なった後 2 年が過ぎない者

[本条新設 2012.6.1.]

第 31 条の 19(公認電子文書中継者の認証取り消し)科学技術情報通信部長官は公認電子文書中継者が次の各号のいずれか一つに該当すれば科学技術情報通信部令に定めるところによりその認証を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合には認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で第 31 条の 18 第 1 項による認証を受けた場合
2. 第 31 条の 18 第 2 項による公認電子文書中継者の認証要件を備えられなくなった場合

[全文改正 2020.6.9.]

[施行日：2020.12.10.]第 31 条の 19

第 31 条の 20(公認電子文書中継者の変更申告)公認電子文書中継者は電子文書流通に使われる施設または装備を変更したときには科学技術情報通信部令に定めるところにより科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
[本条新設 2012.6.1..]

第 31 条の 20 削除<2020.6.9.>

[施行日：2020.12.10.]第 31 条の 20

第 31 条の 21(定期点検等)①公認電子文書中継者は保有した施設および装備の安全性に対し科学技術情報通信部長官から定期的に点検を受けなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
②公認電子文書中継者は第 31 条の 20 による変更申告をしたときには科学技術情報通信部長官から該当施設または装備の安全性に対し点検を受けなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
③第 1 項と第 2 項による点検の基準・時期・対象および手続きに関して必要な事項は科学技術情報通信部令に定める。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
[本条新設 2012.6.1.]

第 31 条の 21 削除<2020.6.9.>

[施行日：2020.12.10.]第 31 条の 21

第 31 条の 22(公認電子文書中継者の指定取り消し)科学技術情報通信部長官は公認電子文書中継者が次の各号のいずれか一つに該当すれば科学技術情報通信部令に定めるところによりその指定を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合には指定を取り消さなければならない。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
1. 虚偽その他の不正な方法で第 31 条の 18 による指定を受けた場合
2. 第 31 条の 18 第 3 項による公認電子文書口座要件を備えられなくなった場合
3. 役員が第 31 条の 19 第 1 号に該当することになった場合。ただし、3 か月以内にその役員を変えて任命した場合にはこの限りでない。
4. 第 31 条の 23 による是正命令を定めた期間以内に履行しない場合
[本条新設 2012.6.1.]

第 31 条の 22 削除<2020.6.9.>

[施行日：2020.12.10.]第 31 条の 22

第 31 条の 23(是正命令)科学技術情報通信部長官は公認電子文書中継者が次の各号のいずれか一つに該当すれば 6 か月以内の期間を定めてその是正を命じることができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 第 31 条の 18 第 4 項による業務準則に違反した場合
2. 第 31 条の 18 第 5 項により付けた条件を履行しない場合
3. 公認電子文書中継者の業務遂行の方法または手続きが不適切で電子文書流通の安定性と信頼性を顕著に害する恐れがある場合

[本条新設 2012.6.1.]

第 31 条の 23(是正命令)科学技術情報通信部長官は公認電子文書中継者が次の各号のいずれか一つに該当すれば 6 か月以内の期間を定めてその是正を命じることができる。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.,2020.6.9.>

1. 第 31 条の 18 第 4 項による業務準則に違反した場合
2. 公認電子文書中継者の業務遂行の方法または手続きが不適切で電子文書流通の安定性と信頼性を顕著に害する恐れがある場合

[本条新設 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 31 条の 23

第 6 章 電子文書・電子取引紛争調停委員会<改正 2012.6.1.>

第 32 条(電子文書・電子取引紛争調停委員会の設置および構成等)①電子文書および電子取引に関する紛争を調停するために電子文書・電子取引紛争調停委員会(以下この章で"委員会"という)を置く。

②委員会は委員長 1 人を含んで 15 人以上 50 人以下の委員で構成する。

③委員は次の各号のいずれか一つに該当する者の中で科学技術情報通信部長官が任命し、または委嘱して、委員長は委員のうちで互選する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26. >

1. 大学や公認された研究機関で副教授級以上またはこれに相当する職にあり、またはあった者であって電子文書または電子取引関連分野を専攻した者
2. 4 級以上公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)またはこれに相当する公共機関の職にあり、またはあった者であって電子文書または電子取引業務に関する経験がある者
3. 判事・検事または弁護士の資格がある者
4. 「非営利民間団体支援法」第 2 条による非営利民間団体で推薦した者

5. その他電子文書または電子取引と紛争調停に関する学識と経験がある者
- ④委員は非常任として、委員の任期は3年として、一回だけ再任することができる。
 - ⑤委員は次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いてはその意思に反して免職になり、または解職されない。<改正 2017.10.24.>
 - 1. 資格停止以上の刑を宣告された場合
 - 2. 心身障害によって職務を実行できなくなった場合
 - 3. 職務と関連した不正事実がある場合
 - 4. 職務怠慢や品位損傷によって委員に適合しないと認められる場合
 - 5. 第32条の2第1項各号のいずれか一つまたは同条第2項前段に該当するのにも関わらず回避しない場合
 - ⑥委員会の業務を支援するために専門担当機関に事務局を置く。
 - ⑦第1項から第6項までに規定した事項の他に委員会の運営等に必要な事項は大統領令に定める。

[全文改正 2012.6.1.]

第32条の2(委員の除斥・忌避・回避)①委員会の委員は次の各号のいずれか一つに該当する場合には当該調停事件の調停から除斥される。

- 1. 委員やその配偶者または配偶者であった者が事件の当事者になり、または事件の当事者と共同権利者・共同義務者の関係にある場合
 - 2. 委員が事件の当事者と親族や親族であった場合
 - 3. 委員が該当事件に関して証言や鑑定をした場合
 - 4. 委員が該当事件に関して当事者の代理人として関与し、または関与した場合
- ②当事者は委員に公正な調停を期待することが難しい事情がある場合には委員会に忌避申請ができて、委員会は決議でこれを定める。この場合忌避申請の対象である委員はその議決に参加できない。<改正 2017.10.24.>
- ③委員が第1項や第2項の理由に該当する場合には自ら該当事件の調停を回避しなければならない。<改正 2017. 10.24.>

[本条新設 2012.6.1.]

第33条(紛争の調停)①電子文書および電子取引と関連した被害の救済と紛争の調停を受けようとする者は委員会に紛争の調停を申請することができる。ただし、他の法律により紛争調停が完了した場合は除く。

- ②調停は3人以内の委員で構成された調停部(以下"調停部"という)で行う。ただし、委員会で調停することに議決した事件の場合には委員会でやる。
- ③調停部の委員は事件ごとにそれぞれ委員会の委員のうちで委員長が指名するものの、第32条第3項第3号に該当する者が1人以上含まなければならない。

- ④委員会または調停部は第 1 項による紛争調停申請を受けた日から 45 日以内に調停案を作成して紛争当事者(以下"当事者"という)に勧告しなければならない。ただし、やむを得ない事情でその期限を延長しようとする場合にはその理由と期限を明示して当事者に通知しなければならない。
- ⑤第 4 項による調停案には申請趣旨に反しない範囲で原状回復、損害賠償およびその他に被害の救済のために必要な措置事項を含むことができる。<新設 2015. 6. 22.>
- ⑥第 4 項本文による勧告を受けた当事者は勧告を受けた日から 15 日以内に調停案に対する同意の有無を委員会または調停部に知らせなければならない。この場合 15 日以内に意思表示がないときには受諾したものとみなす。<改正 2015. 6. 22.>
- ⑦第 1 項から第 6 項までに規定した事項の他に調停手続きに関して必要な事項は大統領令に定める。<改正 2015. 6. 22.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 33 条の 2(違法事実の通知等)委員会は紛争調停をすることにおいて当事者または関係人この法令に違反したと判断されるときには関係機関に違反事実を通知して適切な措置を依頼しなければならない。ただし、次の各号の場合にはこの限りでない。

- 1. 紛争の当事者が被害補償に関する合意をして法令違反行為を是正した場合
- 2. 関係機関で違法事実をすでに認知して調査している場合

[本条新設 2015.6. 22.]

第 34 条(資料要請等)①委員会は紛争調停のために必要な資料の提供を当事者または参考人に要請することができる。この場合当該当事者は正当な事由がなければ要請に従わなければならない。

②委員会は必要だと認める場合には当事者または参考人に委員会に出席するようにしてその意見を聞くことができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 34 条の 2(調停の拒否と中止)①委員会は次の各号のいずれか一つに該当する場合には調停を拒否することができる。

- 1. 他の法律により紛争調停が完了した場合
- 2. 事件の性質上委員会で調停することが適合しないと認められる場合
- 3. 不正な目的で紛争の調停を申請したものと認められる場合

②委員会は紛争の調停が終わる前に当事者が訴を提起した場合には調停を中止することができる。

③委員会は第 1 項と第 2 項により調停を拒否し、または中止する場合にはその事実と理由を当事者に通知しなければならない。

[本条新設 2012.6.1.]

第 35 条(調停の成立)①調停は次の各号のいずれか一つの場合に成立する。

1. 第 33 条第 4 項による調停案に対し当事者が同意した場合
2. 当事者が委員会に調停合意書を提出した場合

②委員会は第 1 項により調停が成立した場合には委員会の委員長と各当事者が記名・捺印した調停調書を当事者に送らなければならない。

③第 2 項による調停調書は「民事訴訟法」による裁判上和解と同じ効力を持つ。

[全文改正 2012.6.1.]

第 36 条(調停の不成立)委員会は次の各号のいずれか一つに該当する場合には調停が成立しなかったことを当事者に通知しなければならない。

1. 紛争調停の申請が取り下げになった場合、または当事者いずれか一方が紛争の調停に応じない場合
2. 当事者が委員会の調停案を拒否した場合

[全文改正 2012.6.1.]

第 36 条の 2(消滅時効の中断)第 33 条第 1 項による紛争調停の申請は消滅時効中断の効力がある。ただし、紛争調停の申請を取り下げた場合にはこの限りでない。

[本条新設 2014.10.15.]

第 37 条(調停費用等)①委員会は紛争の調停を申請した者に大統領令に定めるところにより調停費用を負担するようにすることができる。

②政府は予算の範囲で委員会の運営に必要な経費を出捐することができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 37 条の 2(秘密保持)委員会の紛争調停業務に従事する者または従事した者はその職務上知るようになった秘密を他人に漏洩し、または職務上の目的以外の用途で使ってはならない。ただし、他の法律に特別の規定がある場合にはこの限りでない。

[本条新設 2012.6.1.]

第 7 章 補則<新設 2012.6.1.>

第 38 条(類似名称の使用禁止)①公認電子文書センターの指定を受けない者は公認電子文書センターまたはこれと類似の名称を使ってはならない。

②公認電子文書中継者の指定を受けない者は公認電子文書中継者またはこれと類似の名称

を使ってはならない。

- ③何人も公認電子アドレスではないものに公認電子アドレスまたはこれと類似の名称を使ってはならない。

[全文改正 2012.6.1.]

第 38 条(類似名称の使用禁止)①公認電子文書センターの指定を受けない者は公認電子文書センターまたはこれと類似の名称を使ってはならない。

②公認電子文書中継者の認証を受けない者は公認電子文書中継者またはこれと類似の名称を使ってはならない。 <改正 2020.6.9.>

③何人も公認電子アドレスではないものに公認電子アドレスまたはこれと類似の名称を使ってはならない。

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 38 条

第 39 条(権限の委任・委託)この法による科学技術情報通信部長官の権限は大統領令に定めるところによりその一部を所属機関の長または地方自治体の長に委任し、または関係中央行政機関の長または専門機関に委託することができる。 <改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 40 条(相互主義)外国人および外国法人に対してもこの法を適用する。ただし、大韓民国国民または大韓民国法人に対しこの法に準ずる保護をしない国家の外国人または外国法人に対してはそれに相応するようにこの法または大韓民国が加入または締結した条約による保護を制限することができる。

[全文改正 2012.6.1.]

第 41 条(聴聞)科学技術情報通信部長官は次の各号のいずれか一つに該当する場合には聴聞をしなければならない。 <改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 第 30 条の 2 により支援センターの指定を取り消そうとする場合
2. 第 31 条の 5 第 1 項により公認電子文書センターの指定を取り消そうとする場合
3. 第 31 条の 22 により公認電子文書中継者の指定を取り消そうとする場合

[全文改正 2012.6.1.]

第 41 条(聴聞)科学技術情報通信部長官は次の各号のいずれか一つに該当する場合には聴聞をしなければならない。 <改正 2013.3.23.,2017.7.26.,2020.6.9.>

1. 第 30 条の 2 により支援センターの指定を取り消そうとする場合

2. 第 31 条の 5 第 1 項により公認電子文書センターの指定を取り消そうとする場合
3. 第 31 条の 19 により公認電子文書中継者の認証を取り消そうとする場合

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 41 条

第 42 条(罰則適用時の公務員擬制)次の各号のいずれか一つに該当する者はその業務に関して「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときには公務員とみなす。

1. 公認電子文書センターの役員または職員
2. 公認電子文書中継者の役員
3. 委員会の委員のうち公務員でない委員

[全文改正 2012.6.1.]

第 42 条(罰則適用時の公務員擬制)次の各号のいずれか一つに該当する者はその業務に関して「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときには公務員とみなす。<改正 2020.6.9.>

1. 公認電子文書センターの役員または職員
2. 委員会の委員のうち公務員でない委員

[全文改正 2012.6.1.]

[施行日：2020.12.10.]第 42 条

第 8 章 罰則<改正 2012.6.1.>

第 43 条(罰則)①次の各号のいずれか一つに該当する者は 10 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 31 条の 12 第 1 項に違反して公認電子文書センターに保管された電子文書やその他の関連情報を偽造または変造し、または偽造または変造した情報を行使した者
2. 第 31 条の 12 第 2 項に違反して公認電子文書センターの情報処理システムに虚偽の情報や不正命令を入力する等の方法で第 31 条の 7 第 2 項による証明書が虚偽で発行されるようにした者

②第 1 項の未遂犯は処罰する。

[全文改正 2012.6.1.]

第 44 条(罰則)次の各号のいずれか一つに該当する者は 5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 31 条の 12 第 3 項に違反して公認電子文書センターに保管された電子文書やその他

の関連情報を滅失または毀損し、またはその秘密を侵害した者

2. 第 31 条の 12 第 4 項に違反して職務上知ようになった電子文書の内容やその他の関連情報の内容を漏洩し、または自身が利用し、または第三者に利用するようにした公認電子文書センターの役員または職員や役員または職員だった者
3. 第 37 条の 2 に違反して職務上知ようになった秘密を他人に漏洩し、または職務上の目的以外の用途で使った者

[全文改正 2012.6.1.]

第 45 条(両罰規定)法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関して第 43 条または第 44 条の違反行為をすればその行為者を罰する他にその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または、個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らない場合にはこの限りでない。

[全文改正 2008.12.26.]

第 46 条(過怠金)①次の各号のいずれか一つに該当する者には 3 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第 18 条の 6 に違反して公認電子アドレスを収集・販売し、または提供した者
2. 第 18 条の 7 に違反して受信者の公認電子アドレスに営利または広報を目的に広告を送信した者
3. 第 31 条の 9 第 4 項に違反して電子文書やその他の関連情報を提供・公開等をした公認電子文書センター

②次の各号のいずれか一つに該当する者には 1 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 削除<2017.10.24.>
2. 第 31 条の 8 第 1 項に違反して電子文書保管等業務準則の申告をしない者
3. 第 31 条の 8 第 2 項に違反して電子文書保管等業務準則の変更申告をしない者
4. 第 31 条の 8 第 3 項による電子文書保管等業務準則の変更に関する命令を履行しない者
5. 第 31 条の 8 第 4 項に違反して施設または装備の変更申告をしない者
6. 第 31 条の 9 第 1 項に違反して正当な事由なしで電子文書保管等のサービスの提供を拒否した者
7. 第 31 条の 9 第 2 項に違反して利用者を不当に差別した者
8. 第 31 条の 9 第 3 項に違反して公認電子文書センターに保管された電子文書の内容が毀損または変更されないように必要な措置をしない者
9. 第 31 条の 10 第 1 項または第 2 項に違反して点検を受けない者
10. 第 31 条の 11 第 1 項による資料提出や報告をしない者、虚偽の資料を提出し、または

- 虚偽の報告をした者または関係公務員の出入りや検査を拒否・妨害または忌避した者
11. 第 31 条の 14 第 1 項後段に違反して電子文書保管等営業の譲渡または合併を利用者に通知しない者
 12. 第 31 条の 14 第 3 項に違反して公認電子文書センターの地位継承事実を申告しない者
 13. 第 31 条の 15 第 1 項に違反して電子文書保管等営業の廃止を利用者に通知せず、またはその事実を科学技術情報通信部長官に申告しない者
 14. 第 31 条の 15 第 2 項に違反して保管文書等を引き渡さず、または申告しない者
 15. 第 31 条の 16 第 2 項に違反して保険に加入しない者
 16. 第 31 条の 20 に違反して施設または装備の変更申告をしない者
 17. 第 31 条の 21 に違反して点検を受けない者
 18. 第 38 条第 1 項に違反して公認電子文書センターまたはこれと類似の名称を使った者
 19. 第 38 条第 2 項に違反して公認電子文書中継者またはこれと類似の名称を使った者
 20. 第 38 条第 3 項に違反して公認電子アドレスまたはこれと類似の名称を使った者
- ③第 1 項と第 2 項による過怠金は大統領令に定めるところにより科学技術情報通信部長官が賦課・徴収する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

[全文改正 2012.6.1.]

第 46 条(過怠金)①次の各号のいずれか一つに該当する者には 3 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第 18 条の 6 に違反して公認電子アドレスを収集・販売し、または提供した者
2. 第 18 条の 7 に違反して受信者の公認電子アドレスに営利または広報を目的に広告を送信した者
3. 第 31 条の 9 第 4 項に違反して電子文書やその他の関連情報を提供・公開等をした公認電子文書センター

②次の各号のいずれか一つに該当する者には 1 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>

1. 削除<2017.10.24.>
2. 第 31 条の 8 第 1 項に違反して電子文書保管等業務準則の申告をしない者
3. 第 31 条の 8 第 2 項に違反して電子文書保管等業務準則の変更申告をしない者
4. 第 31 条の 8 第 3 項による電子文書保管等業務準則の変更に関する命令を履行しない者
5. 第 31 条の 8 第 4 項に違反して施設または装備の変更申告をしない者
6. 第 31 条の 9 第 1 項に違反して正当な事由なしで電子文書保管等のサービスの提供を拒否した者

7. 第 31 条の 9 第 2 項に違反して利用者を不当に差別した者
 8. 第 31 条の 9 第 3 項に違反して公認電子文書センターに保管された電子文書の内容が毀損または変更されないように必要な措置をしない者
 9. 第 31 条の 10 第 1 項または第 2 項に違反して点検を受けない者
 10. 第 31 条の 11 第 1 項による資料提出や報告をしない者、虚偽の資料を提出し、または虚偽の報告をした者または関係公務員の出入りや検査を拒否・妨害または忌避した者
 11. 第 31 条の 14 第 1 項後段に違反して電子文書保管等営業の譲渡または合併を利用者に通知しない者
 12. 第 31 条の 14 第 3 項に違反して公認電子文書センターの地位継承事実を申告しない者
 13. 第 31 条の 15 第 1 項に違反して電子文書保管等営業の廃止を利用者に通知せず、またはその事実を科学技術情報通信部長官に申告しない者
 14. 第 31 条の 15 第 2 項に違反して保管文書等を引き渡さず、または申告しない者
 15. 第 31 条の 16 第 2 項に違反して保険に加入しない者
 16. 削除<2020.6.9.>
 17. 削除<2020.6.9.>
 18. 第 38 条第 1 項に違反して公認電子文書センターまたはこれと類似の名称を使った者
 19. 第 38 条第 2 項に違反して公認電子文書中継者またはこれと類似の名称を使った者
 20. 第 38 条第 3 項に違反して公認電子アドレスまたはこれと類似の名称を使った者
- ③第 1 項と第 2 項による過怠金は大統領令に定めるところにより科学技術情報通信部長官が賦課・徴収する。<改正 2013.3.23.,2017.7.26.>
- [全文改正 2012.6.1.]
- [施行日：2020.12.10.]第 46 条

附則<法律第 6614 号、2002.1.19.>

- ①(施行日)この法は 2002 年 7 月 1 日から施行する。
- ②(電子商取引支援センターの指定に関する経過措置)この法施行当時従来の規定によって指定を受けた電子商取引支援センターは第 30 条の規定による電子商取引支援センターとみなす。
- ③(他の法令との関係)この法施行当時他の法令で従来の電子取引基本法またはその規定を引用している場合、この法にそれに該当する規定があるときにはこの法またはこの法の該当規定を引用したものとみなす。

附則<法律第 7440 号、2005.3.31.>

- ①(施行日)この法は公布後 6 月が経過した日から施行する。
- ②(電子取引政策協議会に関する経過措置)この法施行当時従来の規定によって設置・構成された電子取引政策協議会は第 21 条の改正規定によって設置・構成された電子取引政策委員会とみなす。
- ③(韓国電子文書交換委員会に関する経過措置)この法施行当時従来の規定によって設置・構成された韓国電子文書交換委員会は第 21 条第 5 項の改正規定によって設置・構成される電子文書の標準に関する電子取引政策委員会の分科委員会とみなす。

附則<法律第 7796 号、2005.12.29.> (国家公務員法)

第 1 条(施行日)この法は 2006 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条ないし第 5 条 省略

第 6 条(他の法律の改正)①ないし<51> 省略

<52>電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 21 条第 4 項中"3 級または 3 級相当以上の公務員"を"3 級または 3 級相当公務員、高位公務員団に属する公務員"とする。

第 32 条第 3 項第 2 号中"4 級以上公務員"を"4 級以上公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)"とする。

<53>ないし<68>省略

附則<法律第 7988 号、2006.9.27.> (消費者基本法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

<ただし書省略>

第 2 条ないし第 11 条 省略

第 12 条(他の法律の改正)①ないし⑥ 省略

⑦電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 15 条第 1 項のうち"消費者保護法"を"「消費者基本法」"とする。

⑧ないし⑫ 省略

第 13 条 省略

附則<法律第 8362 号、2007.4.11.> (中小企業創業支援法)

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。

<ただし書省略>

第 2 条ないし第 8 条 省略

第 9 条(他の法律の改正)①ないし⑩ 省略

⑪電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

別表第 47 号中"第 17 条"を"第 29 条"とする。

⑫および⑬ 省略

第 10 条 省略

附則<法律第 8371 号、2007.4.11.> (廃棄物管理法)

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。

<ただし書省略>

第 2 条ないし第 8 条 省略

第 9 条(他の法律の改正)①ないし<29>省略

<30>電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

別表第 48 号中"第 41 条第 1 項"を"第 36 条第 1 項"として、同表第 49 号中"第 41 条第 2 項"を"第 36 条第 2 項"とする。

<31>ないし<46> 省略

第 10 条 省略

附則<法律第 8387 号、2007.4.27.> (統計法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 7 条 省略

第 8 条(他の法律の改正)①から⑧ 省略

⑨電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 28 条第 1 項後段のうち"統計法"を"「統計法」"とする。

⑩から⑭ 省略

第 9 条 省略

附則<法律第 8461 号、2007.5.17.>

この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項から第 4 項までの改正規定は公布した日から施行する。

附則<法律第 8466 号、2007.5.17.> (水質および水生生態系保全に関する法律)

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条および第 3 条 省略

第 4 条(他の法律の改正)①から<33>まで 省略

<34>電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

別表第 28 号中"「水質環境保全法」第 15 条第 3 項の規定による"を"「水質および水生生態系保全に関する法律」第 38 条第 3 項による"とする。

<35>から<55>まで 省略

第 5 条(他の法律との関係)この法施行当時他の法令で「水質環境保全法」の規定を引用した場合にこの法のうちそれに該当する規定があるときには従来の規定に代えてこの法

およびこの法の該当規定を引用したものとみなす。

附則<法律第 8802 号、2007.12.27.> (塩業組合法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正)電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

別表第 39 号中"第 21 条第 1 項の規定による事業報告書および決算報告書"を"第 42 条第 1 項による決算報告書(事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失金処理案等をいう)"とする。

第 7 条 省略

附則<法律第 8852 号、2008.2.29.> (政府組織法)

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。ただし、・・・<省略>・・・、附則第 6 条により改正される法律のうちこの法の施行前に公布されたが施行日が到来しない法律を改正した部分はそれぞれ該当法律の施行日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正)①から<397>まで 省略

<398>電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 5 条第 3 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 4 項、第 22 条第 3 項第 13 号、第 23 条第 2 項・第 3 項・第 5 項・第 6 項、第 28 条第 1 項・第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条の 2 第 1 項・第 3 項、第 31 条の 4、第 31 条の 5 第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 31 条の 8 第 1 項から第 4 項まで、第 31 条の 10 第 1 項・第 2 項、第 31 条の 11 第 1 項、第 31 条の 14 第 3 項、第 31 条の 15 第 1 項・第 2 項ただし書・第 3 項、第 32 条第 3 項、第 39 条、第 41 条、第 46 条第 2 項第 10 号・第 3 項・第 4 項・第 5 項のうち"産業資源部長官"をそれぞれ"知識経済部長官"とする。

第 21 条第 1 項のうち"産業資源部"を"知識経済部"として、同条第 4 項のうち"産業資源部次官"を"知識経済部次官"とする。

第 23 条第 4 項、第 31 条の 5 第 1 項、第 31 条の 8 第 1 項および同項第 4 号・第 2 項・第 4 項、第 31 条の 10 第 3 項、第 31 条の 14 第 1 項・第 3 項、第 31 条の 15 第 1 項・第 4 項のうち"産業資源部令"をそれぞれ"知識経済部令"とする。

第 31 条の 13 第 2 項のうち""情報通信部令"は"産業資源部令""を""行政安全部令"は"知識経済部令""と、""情報通信部長官"は"産業資源部長官""を""行政安全部長官"は"知識経済部長官""とする。

<399>から<760>まで 省略

第 7 条 省略

附則<法律第 8932 号、2008.3.21.>

この法は公布した日から施行する。

附則<法律第 8979 号、2008.3.21.> (貨物自動車運輸事業法)

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで 省略

第 5 条(他の法律の改正)①から⑨まで 省略

⑩電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

別表第 53 号中"第 9 条の 3 第 1 項"を"第 10 条第 1 項"とする。

⑪ 省略

第 6 条 省略

附則<法律第 9246 号、2008.12.26.>

この法は公布した日から施行する。

附則<法律第 9429 号、2009.2.6.>

この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

附則<法律第 9504 号、2009.3.18.>

この法は公布した日から施行する。

附則<法律第 9705 号、2009.5.22.> (国家情報化基本法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 3 か月が経過した日から施行する。

<ただし書省略>

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正)①から⑧まで 省略

⑨電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 20 条第 3 項のうち"「情報化促進基本法」第 8 条による情報化推進委員会"を"「国家情報化基本法」第 9 条による国家情報化戦略委員会"とする。

⑩から⑫まで 省略

第 7 条 省略

附則<法律第 9708 号、2009.5.22.> (情報通信産業振興法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 3 か月が経過した日から施行する。

<ただし書省略>

第 2 条から第 9 条まで 省略

第 10 条(他の法律の改正)①から⑩まで 省略

⑪電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 22 条を次のとおりする。

第 22 条(電子取引振興専門担当機関)政府は「情報通信産業振興法」第 26 条による情報通信産業振興院(以下"振興院"という)によって電子取引の促進のための事業を効率的・体系的に推進して電子取引と関連した政策の開発を支援するための事業をするようにすることができる。

⑫から⑮まで 省略

第 11 条および第 12 条 省略

附則<法律第 10220 号、2010.3.31.> (地方税特例制限法)

第 1 条(施行日)この法は 2011 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条および第 3 条 省略

第 4 条(他の法律の改正)①から<32>まで 省略

<33>電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 31 条第 1 項のうち"「地方税法」"を"「地方税特例制限法」"とする。

<34>から<45> 省略

第 5 条 省略

附則<法律第 10250 号、2010.4.12.> (エンジニアリング産業振興法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 7 条まで 省略

第 8 条(他の法律の改正)①から⑧まで 省略

⑨電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

別表第 35 号中"「エンジニアリング技術振興法」第 5 条第 1 項の規定による"を"「エンジニアリング産業振興法」第 28 条第 1 項による"とする。

⑩から⑭まで 省略

第 9 条 省略

附則<法律第 10629 号、2011.5.19.> (知識財産基本法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 2 か月が経過した日から施行する。

<ただし書省略>

第 2 条(他の法律の改正)①から<19> 省略

<20>電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 20 条第 1 項第 4 号中"知的財産権"を"知識財産権"とする。

<21>および<22> 省略

附則<法律第 10854 号、2011.7.14.> (金融実名取引および秘密保障に関する法律)

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。

<ただし書省略>

第 2 条 省略

第 3 条(他の法律の改正)①から⑬まで 省略

⑭電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

別表第 61 号中「金融実名取引および秘密保障に関する法律」第 4 条の 2 第 2 項および第 3 項による取引情報等の要求者による金融機関"を"「金融実名取引および秘密保障に関する法律」第 4 条の 2 第 2 項および第 3 項による取引情報等の要求者による金融会社等”とする。

⑮および<16> 省略

附則<法律第 11461 号、2012.6.1.>

第 1 条(施行日)この法は公布後 3 か月が経過した日から施行する。

第 2 条(電子文書・電子取引紛争調停委員会委員の任期に関する適用例)第 32 条第 4 項の改正規定はこの法施行後最初に任命され、または委嘱される委員から適用する。

第 3 条(電子文書・電子取引紛争調整に関する適用例)第 33 条、第 34 条の 2、第 35 条および第 36 条の改正規定はこの法施行後最初に申請されることから適用する。

第 4 条(優秀な電子取引事業者の認証に関する経過措置)この法施行当時従来の規定により受けた優秀な電子取引事業者の認証は第 18 条の改正規定により受けた優秀な電子取引事業者の認証とみなす。

第 5 条(電子取引基本政策に関する経過措置)この法施行当時従来の規定により樹立された電子取引基本政策は第 19 条の改正規定により樹立された電子文書・電子取引基本政策とみなす。

第 6 条(電子取引促進計画に関する経過措置)この法施行当時従来の規定により樹立された電子取引促進計画は第 20 条の改正規定により樹立された電子文書・電子取引促進計画とみなす。

第 7 条(公認電子文書保管所に関する経過措置)この法施行前に従来の規定により公認電子文書保管所に指定を受けた法人は第 31 条の 2 の改正規定により指定を受けた公認電子文書センターとみなす。

第 8 条(欠格事由に関する経過措置)この法施行当時公認電子文書センターの役員である者がこの法施行前に発生した理由で第 31 条の 3 題 1 号イ目の改正規定により新しく欠格事由に該当することになった場合には同じ改正規定にもかかわらず従来の規定に従う。

第 9 条(電子取引紛争調停委員会に関する経過措置)この法施行当時従来の規定による電子取引紛争調停委員会は第 32 条の改正規定による電子文書・電子取引紛争調停委員会と

みなす。

第 10 条(他の法律の改正)①法律第 11283 号結婚仲介業の管理に関する法律一部改正法律一部を次のとおり改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

第 14 条後段のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

②公証人法一部を次のとおり改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

③国税基本法一部を次のとおり改正する。

第 85 条の 3 第 4 項本文のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」と、「公認電子文書保管所」を「公認電子文書センター」とする。

④勤労福祉基本法一部を次のとおり改正する。

第 35 条第 7 項各号以外の部分後段中「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

⑤勤労者職業能力開発法一部を次のとおり改正する。

第 23 条の 2 第 2 項中「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

⑥男女雇用平等と仕事・家庭両立支援に関する法律一部を次のとおり改正する。

第 33 条後段中「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

⑦法律第 11349 号農水産物流通および価格安定に関する法律一部改正法律一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 14 号および第 35 条第 2 項第 1 号中「電子取引基本法」をそれぞれ「電子文書および電子取引基本法」とする。

⑧タバコ事業法一部を次のとおり改正する。

第 12 条第 4 項のうち「電子取引基本法第 2 条第 5 号の規定による」を「電子文書および電子取引基本法」第 2 条第 5 号による」とする。

⑨法律第 10786 号麻薬類管理に関する法律一部改正法律一部を次のとおり改正する。

第 28 条第 3 項のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

⑩物流政策基本法一部を次のとおり改正する。

第 32 条第 1 項のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

⑪法律第 11324 号訪問販売等に関する法律全部改正法律一部を次のとおり改正する。

第 7 条第 4 項前段中「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

⑫与信専門金融業法一部を次のとおり改正する。

第 14 条第 5 項ただし書および第 39 条各号以外の部分ただし書のうち「電子取引基本法」"をそれぞれ「電子文書および電子取引基本法」"とする。

⑬流通産業発展法一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 10 号中「電子取引基本法」第 2 条第 1 号の規定による"を「電子文書および電子取引基本法」第 2 条第 1 号による"とする。

⑭印紙税法一部を次のとおり改正する。

第 3 条第 3 項のうち「電子取引基本法」"を「電子文書および電子取引基本法」"とする。

⑮電子金融取引法一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 9 号中「電子取引基本法」第 2 条第 1 号の規定"を「電子文書および電子取引基本法」第 2 条第 1 号"とする。

第 2 条第 16 号目次中「電子取引基本法」第 6 条第 1 項の規定"を「電子文書および電子取引基本法」第 6 条第 1 項"とする。

第 5 条第 1 項中「電子取引基本法」第 4 条ないし第 7 条、第 9 条および第 10 条の規定を"を「電子文書および電子取引基本法」第 4 条から第 7 条まで、第 9 条および第 10 条を"とする。

<16>電子貿易促進に関する法律一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 4 号および第 16 条第 1 項のうち「電子取引基本法」"をそれぞれ「電子文書および電子取引基本法」"とする。

<17>法律第 11326 号電子商取引等における消費者保護に関する法律一部改正法律一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 1 号中「電子取引基本法」"を「電子文書および電子取引基本法」"とする。

第 5 条第 1 項本文のうち「電子取引基本法」"をそれぞれ「電子文書および電子取引基本法」"とする。

<18>電子手形の発行および流通に関する法律一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 1 号、第 6 条第 4 項、第 7 条第 3 項および第 9 条第 2 項のうち「電子取引基本法」"をそれぞれ「電子文書および電子取引基本法」"とする。

<19>電子政府法一部を次のとおり改正する。

第 29 条第 1 項ただし書のうち「電子取引基本法」"を「電子文書および電子取引基本法」"とする。

<20>情報通信産業振興法一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 2 号目次中「電子取引基本法」第 2 条第 5 号"を「電子文書および電子取引基本法」第 2 条第 1 号および第 5 号"と、"電子取引"を"電子文書および電子取引"とする。
第 27 条第 11 号を次のとおりする。

11. 「電子文書および電子取引基本法」第 22 条第 1 項による電子文書および電子取引に

関する事業

第 28 条第 3 項のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

<21>調達事業に関する法律一部を次のとおり改正する。

第 8 条第 1 項のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

<22>債権の公正な取立に関する法律一部を次のとおり改正する。

第 6 条第 1 項各号以外の部分本文および第 17 条第 2 項第 1 号中「電子取引基本法」をそれぞれ「電子文書および電子取引基本法」とする。

<23>土壌環境保全法一部を次のとおり改正する。

第 13 条第 4 項後段のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

<24>下請け取引公正化に関する法律一部を次のとおり改正する。

第 3 条第 1 項各号以外の部分のうち「電子取引基本法」を「電子文書および電子取引基本法」とする。

<25>分割払取引に関する法律一部を次のとおり改正する。

第 6 条第 1 項各号以外の部分本文および第 2 項ただし書のうち「電子取引基本法」をそれぞれ「電子文書および電子取引基本法」とする。

附則<法律第 11688 号、2013.3.23.> (国家情報化基本法)

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。

第 2 条(他の法律の改正)①から④まで 省略

⑤電子文書および電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 20 条第 3 項のうち「樹立して、「国家情報化基本法」第 9 条による国家情報化戦略委員会の審議を経てこれを確定する」を「樹立する」とする。

⑥ 省略

附則<法律第 11690 号、2013.3.23.> (政府組織法)

第 1 条(施行日)①この法は公布した日から施行する。

② 省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正)①から<423>まで 省略

<424>電子文書および電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 5 条第 3 項、第 18 条第 1 項・第 2 項、第 18 条の 3 各号以外の部分本文、第 20 条第 3 項、第 23 条第 2 項・第 3 項・第 5 項、同条第 6 項各号以外の部分本文、第 28 条第 1 項前段、同条第 2 項各号以外の部分、第 30 条第 2 項、第 30 条の 2 各号以外の部分本

文、第 31 条の 2 第 1 項・第 3 項、第 31 条の 4 各号以外の部分、第 31 条の 5 第 1 項各号以外の部分本文、同条第 2 項・第 4 項、第 31 条の 8 第 1 項各号以外の部分前段、同条第 2 項から第 4 項まで、第 31 条の 10 第 1 項・第 2 項、第 31 条の 11 第 1 項、第 31 条の 14 第 3 項、第 31 条の 15 第 1 項、同条第 2 項ただし書、同条第 3 項各号以外の部分、第 31 条の 18 第 1 項前段、同条第 3 項本文、同条第 4 項・第 5 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 1 項・第 2 項、第 31 条の 22 各号以外の部分本文、第 31 条の 23 各号以外の部分、第 32 条第 3 項各号以外の部分、第 39 条、第 41 条各号以外の部分、第 46 条第 2 項第 13 号および同条第 3 項のうち"知識経済部長官"をそれぞれ"未来創造科学部長官"とする。

第 18 条の 4 第 4 項、第 22 条第 2 項、第 23 条第 4 項、第 31 条の 5 第 1 項各号以外の部分本文、第 31 条の 8 第 1 項各号以外の部分前段、同項第 4 号、同条第 2 項・第 4 項、第 31 条の 10 第 3 項、第 31 条の 14 第 1 項後段、同条第 3 項、第 31 条の 15 第 1 項・第 4 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 3 項および第 31 条の 22 各号以外の部分本文のうち"知識経済部令"をそれぞれ"未来創造科学部令"とする。

<425>から<710>まで 省略

第 7 条 省略

附則<法律第 12781 号、2014.10.15.>

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。

第 2 条(適用例)第 36 条の 2 の改正規定はこの法施行後最初で紛争調整を申請した事件から適用する。

附則<法律第 12875 号、2014.12.30.>

第 1 条(施行日)この法は公布した日から施行する。

第 2 条(禁治産者等の欠格事由に関する経過措置)第 31 条の 3 第 1 号が目の改正規定にもかかわらず、同じ改正規定施行当時すでに禁治産または限定治産の宣告を受けて法律第 10429 号民法一部改正法律附則第 2 条により禁治産または限定治産宣告の効力が維持される者に対しては従来の規定に従う。

附則<法律第 13347 号、2015.6.22.>

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

第 2 条(違法事実の通知等に関する適用例)第 33 条の 2 の改正規定はこの法施行後最初に第 33 条により申請された紛争調整から適用する。

第 3 条(業務移管に関する経過措置)この法施行前に情報通信産業振興院が行った行為と情報通信産業振興院に対する行為のうちその業務が第 22 条第 1 項の改正規定により未来創造科学部長官が指定した専門担当機関に移管される場合には該当専門担当機関の行

為または当該専門担当機関に対する行為とみなす。

附則<法律第 13587 号、2015.12.22.>

この法は公布した日から施行する。

附則<法律第 13768 号、2016.1.19.>

この法は 2016 年 2 月 4 日から施行する。

附則<法律第 14839 号、2017.7.26.> (政府組織法)

第 1 条(施行日)①この法は公布した日から施行する。ただし、附則第 5 条により改正される法律のうちこの法施行前に公布されたが施行日が到来しない法律を改正した部分はそれぞれ該当法律の施行日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで 省略

第 5 条(他の法律の改正)①から<351>まで 省略

<352>電子文書および電子取引基本法一部を次のとおり改正する。

第 5 条第 3 項、第 18 条第 1 項・第 2 項、第 18 条の 3 各号以外の部分本文、第 20 条第 3 項、第 22 条第 1 項各号以外の部分、第 23 条第 2 項・第 3 項・第 5 項、同条第 6 項各号以外の部分本文、第 28 条第 1 項前段、同条第 2 項各号以外の部分、第 30 条第 2 項、第 30 条の 2 各号以外の部分本文、第 31 条の 2 第 1 項・第 3 項、第 31 条の 4 各号以外の部分、第 31 条の 5 第 1 項各号以外の部分本文、同条第 2 項・第 4 項、第 31 条の 8 第 1 項各号以外の部分前段、同条第 2 項から第 4 項まで、第 31 条の 10 第 1 項・第 2 項、第 31 条の 11 第 1 項、第 31 条の 14 第 3 項、第 31 条の 15 第 1 項、同条第 2 項ただし書、同条第 3 項各号以外の部分、第 31 条の 18 第 1 項前段、同条第 3 項本文、同条第 4 項・第 5 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 1 項・第 2 項、第 31 条の 22 各号以外の部分本文、第 31 条の 23 各号以外の部分、第 32 条第 3 項各号以外の部分、第 39 条、第 41 条各号以外の部分、第 46 条第 2 項第 13 号および同条第 3 項のうち"未来創造科学部長官"をそれぞれ"科学技術情報通信部長官"とする。

第 18 条の 4 第 4 項、第 22 条第 2 項、第 23 条第 4 項、第 31 条の 5 第 1 項各号以外の部分本文、第 31 条の 8 第 1 項各号以外の部分前段、同項第 4 号、同条第 2 項・第 4 項、第 31 条の 10 第 3 項、第 31 条の 14 第 1 項後段、同条第 3 項、第 31 条の 15 第 1 項・第 4 項、第 31 条の 20、第 31 条の 21 第 3 項および第 31 条の 22 各号以外の部分本文のうち"未来創造科学部令"をそれぞれ"科学技術情報通信部令"とする。

<353>から<382>まで 省略

第 6 条 省略

附則<法律第 14907 号、2017.10.24.>

この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。

附則<法律第 17353 号、2020.6.9.>

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 か月が経過した日から施行する。ただし、第 31 条の 6 第 2 項の改正規定は公布した日から施行する。

第 2 条(電子文書の受信確認に関する経過措置)この法施行前に作成者が電子文書を送信した場合には第 9 条の改正規定にもかかわらず、従来の規定に従う。

第 3 条(公認電子文書センターの欠格事由に関する経過措置)この法施行前に従来の第 31 条の 22 により公認電子文書中継者の指定が取り消しになった場合であって従来の第 31 条の 3 題 1 号目または同条第 2 号に該当する者(第 31 条の 5 第 1 項により公認電子文書センターの指定が取り消しになった場合は除く)は従来の第 31 条の 22 により公認電子文書中継者の指定が取り消しになった日を第 31 条の 3 題 1 号目または同条第 2 号の改正規定の公認電子文書中継者の認証が取り消しになった日とみなす。

第 4 条(公認電子文書中継者に関する経過措置等)①この法施行前に従来の第 31 条の 18 第 1 項により公認電子文書中継者に指定を受けた場合には第 31 条の 18 第 1 項の改正規定により公認電子文書中継者の認証を受けたものとみなす。この場合第 31 条の 18 第 3 項の改正規定による認証の有効期間はこの法施行日から起算する。

②この法施行前に従来の第 31 条の 18 第 3 項により公認電子文書中継者の指定を申請した場合であってこの法施行当時指定手続きが進行中である場合には第 31 条の 18 第 2 項の改正規定により認証を申請したものとみなす。

第 5 条(過怠金に関する経過措置)この法施行前の行為に対し過怠金規定を適用するときには従来の規定に従う。

[別表]電子文書にすることができる私人の文書行為(第 4 条第 3 項関連) [仮訳者注：省略]

[別表]削除<2020.6.9.> [施行日:2020.12.10.]

【出典】韓国／国家法令情報センター

<http://www.law.go.kr/>